

## 水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件

### ○環境省告示第六十二号（令和六年十月十五日）

農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後		改 正 前	
(略)		(略)	
農 薬 の 成 分	基 準 値	農 薬 の 成 分	基 準 値
(略)		(略)	
N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド (別名ブタクロール)	0.02 mg/1	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2',6'-ジエチルアセトアニリド (別名ブタクロール)	0.026 mg/1
(略)		(略)	
1,1-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコートジクロリド又はパラコート)	0.016mg/ 1	1,1-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコートジクロリド又はパラコート)	0.016mg/ 1
3-(4,4-ジフルオロ-3,3-ジメチル-3,4-ジヒドロイソキノリン-1-イル)キノリン (別名キノフメリン)	0.07mg/ 1	(新設)	
2',6',8-トリフルオロ-5-メトキシ[1,2,4]トリアソロ[1,5-c]ピリミジン-2-スルホンアニリド (別名フロラスラム)	0.13mg/ 1	(新設)	